平成20年(行ウ)第403号 原子力発電所及び関連施設の新設撤廃等請求事件

原 告 竺原 光江

被 告 国

# 準 備 書 面(2)

2008年11月26日

東京地方裁判所民事第2部A係御中

原告 竺原光江

## 第1 目的

今回の訴訟の目的は、①私的な立場において、自然をとても愛するから、必ず地球温暖化 を防止したいのであり、②そのための活動として、法人の立場で、再生可能エネルギーを 普及させたい (特に風力発電と太陽光発電)。③そして、原子力は危険で、住民の反対もあ り、結局、地球温暖化防止の妨げとなっているため、日本人の立場で、新設の原子力発電 所及び関連施設を撤廃したいのである。被告は、原告の立場や目的などを意図的に「すり かえ」ている。原告は、周辺住民の立場で訴訟を起こしたのではない。例えば、刑事と被 害者が同じ事件を追えるのは、刑事が刑事という立場にあるからである。また、目的によ って、被害かどうか決まってくる。刑事が事件現場に行くのを強引に止めると公務執行妨 害で捕まるが、歩いているのを止めても捕まらない。原告適格は「立場・動機(目的)・結 末・被害」を1つ1つ判断し、「金銭的補償・安らぎ・回復(損害)・再発防止」を裁判所 で審理し、「言い分・証拠・加害者の財産」によって主張の裏づけと確認をとり、理論づけ ていくのである。原告の立場と目的は、冒頭の①②③の通りである。そして、たくさんの 陳情・提言・事業者としての活動を行ってきたが、結末は、原子力政策が妨げとなり、地 球温暖化防止も事業者としても失敗している。これらの損害を補償するものは、地球温暖 化防止の推進と実行、金銭的な償いである。それにより原告は安らぎが得られ、精神と経 済状況の両方が回復する。また、原告のような被害者を二度と出さないようにしなければ ならない。本来なら、この内容の訴訟で原告適格となる者は多い。地球温暖化防止を真に 願い、そのための活動をし、苦痛を強いられている人は、原告の知り合い中にも大勢いる。 特に日本は昔から自然を神と崇め、自然崇拝の根付いた国である。原告と同じような被害 者を出さないためにも、地球温暖化対策の遅れの原因を突き止め、癌となっているものを

完全に取り除かなければならない。この理由から、原子力の撤廃を求めているのである。 被告の疑問である「原告が差止めを求める原子力施設の設置許可処分がなされたときに生 じる損害」は、設置許可がなされる過程で時間も税金もかかり、反対住民が数多くいる中 で地球温暖化対策は一向に進まず、原子力という癌が残れば、放射性物質の脅威はずっと 続くからである。ただでさえ不健康なのに、さらに治りづらい病気(新設の原子力発電所 及び関連施設)を容認することはできない。

被告は、被告の準備書面(1)で、地球温暖化防止について、何ひとつ触れていない。こ れは、訴訟の内容が理解できていなかったからではない。原告は、どのように営業妨害を 受けたのかを原告の準備書面(1)で、日を追って細かく記している。これは、被告がし てきた質問に回答したのである。その続きにおいて、「原告適格でない」とするならまだわ かるが、いきなり原告の立場を住民訴訟の立場とすりかえるのは、いかがなものであろう。 原告は地球温暖化防止を中心として、訴訟を行っているのである。冒頭の目的の重要度を 示すと、①90%、②6%、③4%である。4%の原子力の撤廃は、全体から見ると割合は低い が、極めて重要である。オリンピックで金メダルを取ることを目的にしたとき、まずはオ リンピックへの出場権を手にしなければならない。原子力の撤廃は、地球温暖化防止のた めの基礎である。環境先進国のドイツは、原子力の撤廃を法で制定し、再生可能エネルギ 一の普及を成功させている。このまま政策が推進されれば、2020年に再生可能エネルギー の電力生産量に占める割合は26%になると公表している。日本はドイツよりも自然環境に 恵まれているのだから、少なく見積っても、2020年で最低30%以上の再生可能エネルギー の普及を目指すべきである。また福田ビジョンにおいても、「2030 年まで太陽光発電の普 及率を現在の40倍にする」と公表している。本年9月、経済産業省は、2008年度に導入 する太陽光発電に対し、1世帯あたり20万円の補助金を出すことで補正予算を計上した。 しかし、これでは少なすぎる。太陽光発電の購入額の3分の1の補助金が最低でも必要で ある。

被告は、原告に対して「周辺住民ではない」と記しているが、これについても主張してお くべきことが3点ある。

(1)原告は「原子炉」という場所を対象に訴訟を起こしているのではなく、「原子力政策」を対象としている。だから、新設の原子力発電所及び関連施設がどこの地域に計画されて

いようと、すべてが対象である。東道原子力発電所1号機、敦賀原子力発電所3,4号機については、原子力白書にその計画が記されている。公的な書籍なのだから、具体的に設置されようとしていることは明らかである。よって、「これ(裁決)がされようとしている」と見なすことができ、適法である。

- (2)「周辺住民でない」ことを被告の立場で主張すること自体がおかしい。資源エネルギー庁は、常々「国民全体の理解が必要である」と語り、国民の意見をとりあえず広く募集してきた。今度は「周辺住民ではないため、何も言う資格がない」と言ってきている。矛盾である。では、広島や長崎の人以外は、国に原爆を持つなと要求することも拒否されるのか。他国でさえ日本政府に要求し、政府はそれを「核不拡散防止条約」に批准する形で受け入れているというのに。被告は、久間元防衛大臣よりも、ずっと冷酷であるし、同じ日本人を心配する国民の良心を軽視している。仮に、裁判官が「周辺住民ではない」と言っているなら話はまだわかる。裁判官の立場だと、数多くの訴訟を起こされても限られた職員の数では対応しきれず、地域ごとの管轄もある。被告指定代理人の中に、本職を裁判官とする人が混じり、自分の立場をすりかえて反論しているのではないだろうか。原告は、裁判官ではなく、資源エネルギー庁長官と歴代長官達に担当して欲しい。
- (3) 仮に周辺住民の立場で原子炉の差止めを求める場合、そもそもの原告適格の範囲が狭すぎる。東京都中野区に住む原告でさえ、静岡県の浜岡原子力発電所と茨城県の東海発電所・東海第二発電所の3箇所は少なくても対象となる。訴状32ページに、日本とチェルノブイリの原子力事故を重ねた地図を載せている。過去の実害に基づき、原告適格の対象を決めることが現実的で、国民救済につながる。原告の住居がある東京都中野区は、浜岡原子力発電所から180キロ近くも離れているにも拘わらず、放射能汚染レベル15キュリー以上と重なり、絶対に住み続けてはならないレベルとなる。被曝すれば、死に至る可能性もある。日本の法律は、1キュリー以上で人の立ち入りが禁止となる。だから、原告適格は、1キュリーからが適切である。日本に原子力発電所が13道県あると考えると、基本的には、あらゆる地域で原子力の住民訴訟が可能となる。周辺住民でなくても、訴訟を支援することもできる。原告は、前回の準備書面(1)において、柏崎刈羽原子力発電所で補強工事が行われた際の耐震性を疑問視している。それについては、10月7日に「柏崎刈羽原発の閉鎖を訴える科学者・技術者の会(声明へ賛同する科学者・技術者150人)」にメールを入れ、耐震性の問題を提起し、「訴訟を行って欲しい」と依頼している。返事はないが、このように柏崎市民でなくても、充分に係れる。だから、周辺住民かどうかの問題は、裁

判所の管轄の問題程度でしかない。また、原告は、原子力政策そのものを問題視しているのだから、住民訴訟とは違う立場にある。原子力を差止めるという結果が同じだからといって、立場まで同じとは限らない。人が殺されたからといって、すべてが計画的な殺人とは限らないのと同じである。死刑を遂行した、正当防衛、病気で苦しむ家族を見かねた、依頼された、突発的な衝動にかられた・・・様々なパターンがある。内容や性質をよく知ることが大切である。そして、判決は、結果よりも内容や性質の方が影響する。だから、国・被告が意図的に原告の立場をすりかえることは、絶対にあってはならない。

#### 第2 保護された利益

「法律上保護された利益」については、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」の「必然的に侵害されるおれそのある者」に原告はかかってくる。「法律上保護された利益」は、②京都議定書、⑤独占禁止法、⑥生存権(憲法 25 条)が主な 3 つである。冒頭の目的の①②③と重ねられる。原告が指摘している他の法律(憲法 15 条の 2 や中央省庁等改革基本法など)は、国民を保護するというより、公務員に対する法律もあり、「守るべき法律」である。違法性が見られた時点で、正していく必要があり、その追及は刑事に限定されてはいない。

②「京都議定書」については、国の批准により、日本国民は全員、その利益を受ける。しかし、現状は、次の記事の通りである。

【07年度の温暖化ガス排出量、2.3%増 環境省】

(2008年11月12日 日本経済新聞)

環境省は12日、2007年度の国内の温暖化ガス排出量(速報値)を正式発表した。二酸化炭素(CO2)換算で13億7100万トンと前の年度に比べて2.3%増と2年ぶりに増加に転じ、過去最大となった。部門別でみると、省エネを続けてきた産業部門が2年連続で増えるなど、原子力発電所の稼働率低迷で火力発電への依存度が高まったことなどが大きく影響した。日本が1990年度比6%減の温暖化ガス削減を義務づけられている京都議定書の対象期間は08年度から。07年度の実績は直接影響はしてこないものの、目標達成に向け、さらなる対策強化を迫られそうだ。総排出量は90年度に比べ8.7%増えた。

07年7月に起きた新潟県中越沖地震の影響で東京電力柏崎刈羽原発が停止、07年度の国内原発稼働率が60.7%と前年度に比べ約9ポイント低下したことなどが響いた。

京都議定書の目標達成は、国際社会の大きな課題である。すべての生命に恩恵をもたらす行政の目的(地球温暖化防止)は、一部の人だけが得をする行政の目的(原子力)よりもはるかに重要である。地球温暖化が進めば、回復困難な損害どころの話ではなく、すべての生命に悪影響をもたらす。原子力を犠牲にしてでも、原告(京都議定書を支持するすべての国民とも言える)を救済しなければならない。

⑤「独占禁止法」においては、原告は事業者であり、基本的な競争原理に守られるよう保護されている。しかし、RPS 法によって、再生可能エネルギーの普及が妨げられている。 不公正な政策によって利益を失っているのだから、重大な損害である。だからといって、原子力が地域に貢献しているとも限らない。原子力の現状は、下記の通りである。

### 【青森·大間原発:運転開始2年延期】

(2008年11月12日 毎日新聞)

着工大幅遅れ青森県大間町に大間原発を建設中のJパワー(電源開発)は 11 日、2012年3月としていた営業運転の開始を 14年11月に延期すると経済産業省に届け出た。耐震指針の改定や新潟県中越沖地震の影響で国の安全審査が長引き、着工が大幅にずれ込んだため。大間原発は、使用済み核燃料をリサイクルして作る混合酸化物 (MOX) 燃料を100%使用する世界初の商業用軽水炉。営業運転後に地元自治体に支払う固定資産税も遅れるため、中垣喜彦社長は「何ができるか、相談していきたい」と支援策の検討を示唆した。

大間原子力発電所は、1976年から計画に入っている。2014年に営業運転開始となるのだから、38年間、原子力は地域に根付かず、利益もほとんどなかったわけである。また、地球温暖化に絡めて原子力を推進する傾向にあるが、2014年までに新設される原子炉は他にはない。京都議定書の第一約束期間は2008~2012年である。このままいっても、京都議定書の目標達成は絶対に不可能である。再生可能エネルギーの政策を大幅に転換しなければならない。それがわかっていながら何もしないなら、行政の不作為である。国民の大多数が

反対する行政の目的(原子力)よりも、国民が支持する行政の目的(再生可能エネルギー)の方が、はるかに具体的に CO2 削減につながる。地域を停滞させる原子力を犠牲にしてでも、原告(再生可能エネルギー事業者及び原子力を推進するすべての地元住民に通じる)を救済しなければならない。

⑥「生存権」については、原子力事故が起き、強く被曝すれば、健康で生きることができ なくなる。仕事もろくにできず、地球温暖化を防止したいと願う原告の人生は奪われる。 損害の回復は困難どころか、生命さえ失いかねない。生き延びても、住居も速やかに移動 しなければならず、住まいの敷金・礼金だけでなく、引越し費用、当面の生活費、新たな 職も探さなければならないかもしれない。人為的ミスや原子炉の老朽化が心配される中、 さらに静岡県は東海地震の脅威がすごく、震度6弱以上の地震が起きる確率は日本一高い。 他の地域においても、親族や友人、知人があらゆるところに住んでいる。家族が被曝すれ ば、身内が面倒みなければならない。経済的負担ものしかかる。国家賠償をしても、時間 とお金がかかる。環境破壊も著しい。税金が上がるのは確実視される。また、人間が移動 する生き物である以上は、住居と別の場所で被曝することも考えられる。その可能性がま ったくないとは言い切れない。だから、原子力は設置してはならないし、過去においても 設置してはならなかったのである。特に日本は国土も狭く、地震大国である。原子力事故 が起きれば、結局は、日本全土に悪影響を及ぼすのだから、「生存権」は日本人なら誰もが 主張できる権利である。行政の目的(原子力政策)よりも、日本人の生命を守ろうとする 行政の目的(生存権)の方が、はるかに尊い。原子力政策を犠牲にしてでも、原告(すべ ての日本人とも言える)を救済しなければならない。

#### 第3 責任者

原告は、被告の主張である「中央省庁等改革基本法の経済産業省の編成方針、第 21 条、2 のイと原子力設置施設許可処分が直接関係しない」という理由がわからない。省庁は、中央省庁等改革基本法に基づいて行動するのではないのか。法人が定款に基づいて行動することと同じである。

また、「公務員が何らかの職務上の法的義務を負うという法的根拠はない」とも記しているが、「公務員は責任を取る必要がない」と解された。法的根拠は、国家公務員倫理法がある。 第3条の第1項、第2項、第3項に違反する。「国家公務員倫理法 (職員が遵守すべき職 務に係る倫理原則) 第3条 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみ の奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有 利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執 行に当たらなければならない。2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職 務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない 3 職員 は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者から の贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行い為をしてはならない」。法律 で定められている以上は、違法性も生まれ、責任がでてくる。そして、倫理を無視した結 果が、京都議定書の目標達成の大幅な遅れであり、業務妨害、原子力の強要である。企業 の人でさえ、何かあればトップでなくても責任を負って辞任する。原子力という危険なも のを扱っているのだから、責任を取る覚悟がなければならない。国の認可がなければ原子 炉は設置できず、安全管理も原子力安全保安院が主体に行っているのだから、国の責任が 一番重いことは明らかである。また、原告の主張は一個人でありながら、国民全員に共通 する。だから、国民に対して、地球温暖化防止の責任者と原子力の責任者を明白に示すべ きである。原告は、被告を資源エネルギー庁長官と歴代長官達にしたかったが、法律上で きなかったので、被告を国としている。国があくまでも窓口であるのだから、公務員・政 治家を含めて、国の立場として、「責任者は誰なのか」の見解をはっきりと示して欲しい。 原告が責任者を資源エネルギー庁長官と歴代長官達とする言い分と証拠は、告訴状(甲第 1号証)に記しているので、参照願いたい。

## 第4 今後

被告の準備書面(1)は、反論に少し手間がかかった。それは、立場のすりかえであることを説明し、すりかえの主張さえおかしいので訂正し、話を元に戻し、過去と同じ説明を繰り返す必要があったからである。何故、原告が原告適格の説明を、毎日法律に携わっている公務員にしなければならないのか。22人も被告指定代理人がいるのだから、内容及び性質をよく理解して欲しい。次回も引き続き、原告の準備書面(1)の3~5ページの6つの疑問への回答を求める。